

審議事項 2

規制	自治体	静岡県	部課	交通基盤部都市局 都市計画課
規制の名称				
都市計画決定における原案作成協議、事前協議				
根拠条例等				
「都市計画に関する事務の手引」（静岡県交通基盤部都市計画課） Ⅱ－3 原案作成協議（下協議） Ⅱ－5 事前協議				
規制の目的				
都市計画決定・変更のために必要な法定の県協議を、円滑かつ迅速に行うため。				
規制内容の概要				
<p>市町が都市計画を決定・変更する際の法定手続として、案の公告縦覧（都市計画法第17条第1項）、市町村都市計画審議会への付議（法第19条第1項）、<u>都道府県との協議（法第19条第3項）</u>が必要である。</p> <p>これらの手続の流れや手順、図書の作成例などをまとめた市町担当者向けのマニュアルである「都市計画に関する事務の手引」（県都市計画課作成）では、<u>県との法定協議を円滑かつ迅速に行うため、任意の手続として、下協議（原案作成段階での担当者レベルの打合せ）と事前協議（市町長から土木事務所経由で交通基盤部長あて文書協議。県では都市局長決裁により部長名で回答）を行うことを推奨している。</u></p> <p>手続の開始時期としては、下協議については市町都市計画審議会の6ヶ月前程度、事前協議については公告縦覧の2ヶ月前程度が「望ましい」としている。</p>				
【下協議の具体的な内容、効果】				
<p>下協議は、法定図書を作成する前に、計画決定や変更の内容について県・市町の担当で打合せを行い、上位計画との整合や、計画の必要性・妥当性、留意すべき事項、必要となる法定図書等を確認する場であり、この下協議で議論を深めておくことにより、<u>その後の事前協議、法定協議を形式的審査のみとすることが可能となり、迅速な計画決定・変更を行うことができる。</u></p> <p>県で定めた「事務の手引」に記載のとおり、下協議、事前協議は「市町の判断により、必要に応じて任意に行うもの」であり、省略した場合、法定協議の段階で実質的審査を行うことになる。</p>				
規制の概念図				
別紙のとおり				

提案	提案主体	御殿場市
提案事項		
都市計画決定における下協議、事前協議等の簡略化		
提案の具体的内容		
<p>現在は一部を除き用途地域や地区計画といった都市計画は、県と協議することで市の権限において決定・変更できることが都市計画法に定められている。しかし、県が定める事務の手引では、法定事務以外に非法定事務に位置づけられる県との下協議、事前協議などがある。下協議では担当者レベルで素案の内容について協議を行うが、国土交通省が定める運用指針に沿った計画でも、<u>添付文書の文言や、図面の書式など必要以上に修正や追加の資料作成を求められる。</u>また、<u>協議を行う窓口も県都市計画課だけでなく、県土木事務所の関係課にも同様の協議をする必要があり、一本化されていないため、下協議と合わせて4～5ヶ月程度かかる</u>こともある。</p> <p>したがって、県や市の上位計画に一致した都市計画であれば、<u>事務的な負担が増加しないように配慮していただきたい。</u></p>		
対応	措置の分類	事務処理の改善
措置の概要（対応策）		
<p>都市計画は、都市計画区域内において、市街化区域と市街化調整区域の区分（境界線）、建築できる建物の用途や建ぺい率、容積率、都市計画道路・公園等の区域等を具体的に定めるものである。このため、一般的な行政計画に比べ、住民の権利に与える影響が直接的であるとともに、都市の将来像に与える影響も大きく、例えば周辺道路や下流河川の整備が十分でない地域の土地利用規制を安易に緩和するなど、不適切な決定がなされると、新たな交通渋滞を生じさせたり、災害リスクを高める恐れもあることから、道路・河川管理者など、関係機関との十分な協議・調整をしておく必要がある。</p> <p>この点、土木事務所は管内市町のまちづくりの現状を詳細に把握しており、街路・土地区画整理事業はもとより、道路・河川等の管理も行っていることから、きめ細やかで地域に密着した視点から都市計画の妥当性を検証することができるため、あらかじめ土木事務所との調整を求めているものである。</p> <p>本提案を踏まえ、担当者が慎重を期すあまり本庁と土木事務所が同じ項目について、それぞれに説明や資料提出を求め、いたずらに市町の事務負担を増加させることのないよう、<u>各機関が審査すべき事項（責任分担）を明確化した「協議の視点（仮称）」を作成し、県と市町の関係職員間で、認識の統一と事務処理の改善を図っていく。</u></p>		